

学校において予防すべき感染症

校長は、生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、かかるおそれがある時は、出席を停止させることができます。（学校保健安全法第19条）

学校において予防すべき感染症の種類は次の通りです。

病名	
第一種	●エボラ出血熱 ●クリミア・コンゴ出血熱 ●痘そう ●ペスト ●南米出血熱 ●マールブルグ病 ●ラッサ熱 ●急性灰白髄炎 ●ジフテリア ●重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） ●鳥インフルエンザ（H5N1）
第二種	インフルエンザ（H5N1 を除く） 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 麻しん（はしか） 解熱した後3日を経過するまで 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 風しん（三日ばしか） 発疹が消失するまで 水痘（水ぼうそう） すべての発疹が痂皮化するまで 咽頭結膜熱（プール熱） 主要症状が消退した後2日を経過するまで 新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 結核 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 髄膜炎菌性髄膜炎 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	●コレラ ●細菌性赤痢 ●腸管出血性大腸菌感染症（O157など） ●腸チフス ●パラチフス ●流行性角結膜炎（はやり目） ●急性出血性結膜炎 ●その他の感染症
出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたい基準が定められていますが、病状には個人差もありますので合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて登校するよう留意して下さい。	

保 護 者 殿

金光学園中学高等学校

校長 金光 道晴

出 席 停 止 に つ い て

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、下記の出席停止のとりあつかいをいたします。

この期間は、欠席扱いにはなりませんからお含みのうえ、治療に専念してください。

なお、感染症が治って、登校するときは、医師の診断をうけ下記の治癒証明書を学校へご提出ください。

----- きりとりせん -----

治癒証明書

金光学園中学高等学校 中・高 年 組

氏 名

生年月日 平成 年 月 日 生

病 名

出席停止期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

上記疾病の治癒したことを証明します。

<付 記>

令和 年 月 日

住 所

医 師

印